

## 国立大学における研究特化型組織の変遷：附置研究所に焦点をあてて

金子，研太  
九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25368>

---

出版情報：教育経営学研究紀要. 15, pp.25-32, 2012-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 国立大学における研究特化型組織の変遷 —附置研究所に焦点をあてて—

金子 研太  
(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II 附置研究所の位置づけ
- III 附置研究所再定義問題
- IV 法人化後の附置研究所
- V おわりに

## I はじめに

本研究の目的は、大学附置研究所の制度とその変遷を分析することから、その位置付けの変容を明らかにすることにある。

附置研究所は、「独立した組織や大規模な設備を必要とする研究・種々の専門分野を総合して行う必要のある研究・特に諸科学の限界領域に属する研究等で、学部においては円滑に行い得ない場合に設けられ」<sup>(1)</sup>、「特定の専門分野の研究に専念し継続性をもって長期的に研究を進める組織」<sup>(2)</sup>とされ、学部や研究科と並ぶ大学の基本組織として位置づけられてきた。研究の発展や政策の変化を反映して、附置研究所から派生した新たな組織形態が生まれる一方、別の制度から発展して附置研究所と実質的に同一の機能をもつ組織も出現し、複雑で重層的な構造をなしてきた。法人化を経て、共同利用・共同研究拠点の整備や複数大学での共同研究所の設置構想<sup>(3)</sup>など、この構造はさらに複雑さを増そうとしている。

しかしながら、附置研究所に関する政策の変遷およびその経緯は、その関心が関係者の範囲にとどまり、各研究所の刊行物や関係者の回想記に断片的に記録されるにすぎなかった。

高橋・井原は戦中の東北帝国大学で行われた附置研究所の増設を研究する中で、戦後の附置研究所の制度を取り扱っている<sup>(4)</sup>が、研究の主たる関心ではないため、取り扱う範囲が一部にとどまるうえ、法人化前の執筆で、その後の動向を反映していない。また、阿曾沼は、大学に対するファンディングの変容を分析する中で、研究所経費について取り扱っている<sup>(5)</sup>が、科研費や基盤校費との

関係のもとでの研究費の性格の変化について明らかにすることが目的であり、附置研究所に関する政策の変容は主たる関心ではない。鎌谷は、産学連携の観点から附置研究所の研究協力体制を明らかにしている<sup>(6)</sup>ものの、史料上の制約などから検討範囲は戦前のものとなっている。

そこで本稿では、今後、研究特化型組織<sup>(7)</sup>に関する研究を行う上での基礎的な作業として、戦後の附置研究所がいかなる経緯で成立、拡大し、どのように変容を経験したかについて分析することとしたい。その過程で、附置研究所の周囲にある大学共同利用機関や研究施設の制度の展開を取り扱い、これらの関係を整理することとしたい。

## II 附置研究所の位置づけ

### 1. 附置研究所の成立と拡大（1949-1968）

戦前の国立研究所は、研究所ごとに個別に官制（勅令）が制定され、設置された。この中で大学に附置されたものは48存在した<sup>(8)</sup>。戦後、文部省は戦時研究に関連した目的を有する研究所を廃止し、産業経済と国民生活の向上のために必要とされる研究所などを新設することを基本方針として研究機関を再編した<sup>(9)</sup>。GHQによる占領下、1952年までに4つの附置研究所が廃止され、14の附置研究所が新設された。新たに設置された研究所の中には、東京大学新聞研究所など戦前の研究所に少なかった人文・社会科学に関するものが含まれ、戦後の附置研究所を特徴づけている。

法制上の位置づけは、勅令から法律へと変化した。1949年5月に制定された国立学校設置法では、

「国立大学に研究所を附置する」と規定され、国立大学の組織の中に位置付けられた。

このころの大学関係経費は、慢性的に不足していた。戦後のインフレにより、科学研究費総額は、戦前の約半分、学生一人当たりの物件費は10分の1の水準にまで落ち込んでいた<sup>(10)</sup>。附置研究所においては、研究補助者・技術職員の不足が深刻で、研究遂行の支障となっていた<sup>(11)</sup>。このため、新たな研究機材の導入にあたっては、予算上の問題、人員上の問題が立ちどころ、高度化した最先端の機材を一つの大学が単独で導入、維持することは困難であった。このような状況を反映して、日本学術会議は施設の共同利用などを柱とする新たな運営形態を要望し<sup>(12)</sup>、1953年に大学附置の共同利用研究所という形態が新設された。これは、附置研究所の特殊施設を、その設置目的と同一の目的を持つ研究者に開放し、この施設の有効活用と共同利用による成果の向上を狙ったものである。東京大学宇宙線観測所、京都大学基礎物理学研究所がこの指定を受け、最初の全国共同利用研究所となった。全国共同利用研究所は、国立学校設置法の体系の中でその他の附置研究所とは別に規定され、共同研究費・共同研究旅費などの予算措置があるほか、運営協議会のもとで学外の意見を取り入れながら運営されるシステムとなった。

日本学術会議は、1950年10月の第7回総会以後、附置研究所の設置に関する勧告や要望、申し入れを行っている。東京大学原子核研究所（1955年設置）、東京大学物性研究所（1957年設置）、名古屋大学プラズマ研究所（1961年設置）など、学術会議の勧告等を契機とした全国共同利用研究所が発足している。

日本学術会議は、研究者コミュニティのプラットフォームとして機能していた。研究所設置や特殊な装置の導入は、学術会議内の非公式の会合の中で検討された。これが発展して専門分野の研究連絡委員会のもとに公式な組織（小委員会）が設置され、研究所の素案が作成された。この素案を総会での議決にかけ、勧告等が実現するという流れであった。

学術会議の勧告等は、当時各省間の連絡組織であった科学技術審議会等の議題として取り上げられるなど、政策形成に対する大きな影響力を持っており、勧告等の過半数が実現に至っていた<sup>(13)</sup>。

学術会議で勧告等が議決されたのちは、文部省との折衝や概算要求に向けた作業が進められた。この過程で、計画が変更されることもあった。たとえば、東京大学物性研究所の設置にあたっては、当初大阪大学に附置する案が優勢であったが、当時東京大学に存在した理工学研究所<sup>(14)</sup>の関連部門を転用することによって研究所の純増部門数の拡大が期待できることから、設置場所を東京大学に変更した経緯が記録されている<sup>(15)</sup>。

このような経緯から、附置研究所は東京大学などの限られた大学（旧帝大、旧官大グループ）に集中することとなった。

## 2. 附置研究所の拡大の鈍化と再編（1969-1990）

1969年には、臨時職員の問題を契機として、大学紛争が東京大学地震研究所に飛び火し、研究所の組織体制に対する問題を提起した。同年、「行政機関の職員の定員に関する法律」が制定され、国家公務員の定員総数の上限が法定化された。これら二つの出来事により、研究所の新設ペースは鈍化し、研究所の運営体制等の質的な変化に焦点を当てて政策がすすめられるようになった。

一点目は「大部門化」である。それまでの研究課題ごとの研究部門制を改め、隣接の課題を大きくりに担当する組織ごとに研究を進める形態が導入された。1978年の一橋大学経済研究所を皮切りに、大学の概算要求に基づいて順次改組がすすめられた。

二点目に、客員制度の導入である。1973年の全国研究所所長会議においては、文部省に対する要望として一般の附置研究所においても共同研究に関わる予算措置の要望が提出され、客員研究部門の設置につながった<sup>(16)</sup>。客員部門は、固有の定員を配置せず、他大学等の研究者を充てる研究部門である。客員研究者を受け入れることにより、学際領域の研究などに対応し、共同研究体制を強化することが企図されていた<sup>(17)</sup>。

1973年の学術審議会答申「学術振興に関する当面の基本的な施策について」においては、新設される研究所を原則として共同利用とすることや、総合的機能を持つ研究所への大学院博士課程の設置、プロジェクト型の研究所に対する時限の設定などが答申された。

このような情勢を受け、1974年設置の富山大学

和漢薬研究所以降、附置研究所の新設は行われなくなり、以降の新設は大学共同利用機関のみとなった。さらに、1975年の国立学校設置法施行規則改正において、時限付き施設の制度が設けられた。そして「スクラップ・アンド・ビルド」の方針のもと、新制大学設立期以来行われていなかった研究所の廃止、再編が着手された。最初の廃止事例は東京教育大学の光学研究所（1978年廃止）であり、その後1990年までの13年間で8研究所が廃止された（大学共同利用機関に格上げされた3研究所を除く）<sup>(18)</sup>。そのうち、別の附置研究所に吸収合併されたものが1件、時限付きの研究施設や学部の一部へと転換されたものが7件存在する。

### 3. 共同利用体制の確立（1991-2002）

1991年から法人化までの約10年間は、附置研究所が大学共同利用機関へ転換された2事例を除いて、組織の新設、廃止は行われず、研究所総数は横ばいで推移した。この間、文部省は一般附置研究所を全国共同利用研究所へと転換していく。全国共同利用研究所は、1967年以来12~13研究所で推移してきたが、1990年に14研究所、1993年に15研究所と順次増加させていき、1996年には20研究所まで増加させた（図中網掛け部）。

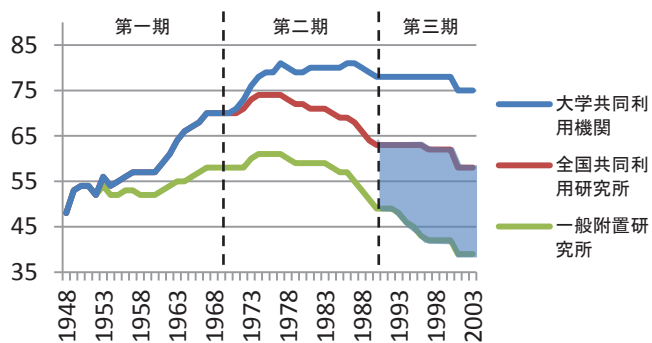


図1 研究所数の推移（法人化以前）

なお、大学共同利用機関の創設時以来、全国共同利用の附置研究所が大学共同利用機関に昇格する際には、別の一般附置研究所が全国共同利用研究所に指定され、全国共同利用研究所の数が維持されてきた。このため、結果として一般附置研究所が減少し、法人化前の2002年には38研究所となった。

2002年時点で、全国共同利用研究所と一般附置研究所の総数58のうち、客員研究部門の設置、ま

たは客員教員の受け入れを行っている研究所数は55、大部門制をとる研究所数は52まで拡大した。

### 4. 大学共同利用機関および研究施設との関係

前節まで、法人化前の附置研究所の展開について整理してきた。1974年を最後に新設されなくなった附置研究所にかわって増加したのが、大学共同利用機関と研究施設である。

研究設備の大型化などを背景として、特定の大学に附置しない研究所として大学共同利用機関が整備され、一部の全国共同利用附置研究所が転換した。他方で、学部から独立して設置できるようになった研究施設が増加し、附置研究所に準ずる位置付けをもつものが出現した。これらによって、研究特化型組織は重層的な構造となった。

#### (1) 大学共同利用機関

大学共同利用機関は、1969年の学術審議会答申に基づき、「大学における研究と同様の基礎科学の研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者でこの研究所の目的である研究と同一の研究に従事する者に利用させるものとして設置するものとし、文部省直轄の国立研究所とする」ことを基本方針として整備されてきた<sup>(19)</sup>。1971年設置の高エネルギー物理学研究所が初の適用事例である。大学共同利用機関は、大学と同一の法令、職階、俸給表のもとで設置され、大学と同格の位置づけを持つ研究所である。全国共同利用研究所と異なり、特定の大学に附置されるものではなく、独立した研究所として運営されてきた。

1984年の学術審議会答申においては、「共同利用機関が必要かつ有効と考えられるにもかかわらず未設置である分野については、今後、研究動向等を勘案しつつ附置研究所、所轄研究所等の転換も含め計画的にその整備を図る必要がある」とされ、前項までに挙げた研究所の転換が進められた。

#### (2) 研究施設

研究施設は、多くが「研究センター」と呼称されるものである。1949年5月の国立学校設置法制定で「国立大学の学部の研究施設を置く」と規定された。当初は、学部や研究科の教育研究を支え、特定目的の研究等に資する施設であった。

しかし、1965年の国立学校設置法施行規則改正以降、特定の学部には属さない二つの類型が新設された。一つ目は全国共同利用施設であり、大学の

枠を超えた全国の当該分野の研究者の共同利用に供する施設である。二つ目は学内共同教育研究施設であり、学内の研究者の共同利用に供する施設である。1974年以降新設されなくなった附置研究所にかわって、これらの形態をとる研究施設の新設や転換が増加した。その結果、1993年にはこれらの施設数が本来の形態であった学部附属の研究施設数を上回るまでに拡大した。法人化前の2002年度の集計では、全国共同利用施設が27施設、学内共同教育研究施設が322施設、学部等附属教育研究施設が133施設となり、新たに生じた形態が7割以上を占めるようになった。この中には、東京大学先端科学研究センターのように附置研究所を上回る定員規模をもつものも現れた。

### Ⅲ 附置研究所再定義問題

#### 1. 法人化検討段階における存立基盤の揺らぎ

法人化に際し、一部の国立大学の附置研究所は、存立基盤を揺るがされる事態が生じた。本節ではその流れを整理することとしたい。

2001年の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の「新しい「国立大学法人」像について（最終報告）」では、附置研究所を「大学に包括されるものとして位置付け」、学部・研究科と同様に「大学の教育研究組織の基礎・基本」として、「法人としての業務の基本的な内容や範囲を示すものであり、明確に定める必要があることから、各大学ごとに法令（具体的には省令）で規定する」とされた。また、研究施設については、法令に規定せず、各大学の判断で随時設置改廃を行うことが妥当という方針が示された。これを受けて、2002年9月から科学技術・学術審議会の学術分科会に国立大学附置研究所等特別委員会が設置され、附置研究所の省令規定が審議されることとなった。この委員会では、旧国立学校設置法の体系での附置研究所、研究施設の区分をそのまま移行するのではなく、研究所、研究施設の実態にあわせて取り扱いを再定義することとなった。

そのための基準として、当該委員会においては、①目的の重要性、②活動の全国的な意味、③COE性、④組織性の4つの観点で見直されることとなった<sup>(20)</sup>。そのうち、具体的な数値が示されたのは

①と④である。

①目的の重要性については第三者評価に基づいて「過去10年以上全く組織の見直しが行われていないような附置研究所については問題があろう。」<sup>(21)</sup>とされ、過去10年以内での組織見直しが評価の基準とされた。

④の組織性の部分については、教員規模30人を目安に検討されることとなった。一律の基準を定義することに対する違和感を表明する委員も存在したが<sup>(22)</sup>、研究施設と附置研究所の規模のオーバーラップの状況<sup>(23)</sup>などをもとに、「30という数字自体には意味がないが、いろいろ現状を分析した結果、新しく附置研にする数字としては30ではちょっと小さ過ぎると思いつつも、見直しに使うのであれば30ぐらいの数字を使うのが適切ではないかと判断をしたものである」<sup>(24)</sup>として、事務局が提案し、採用された。最終報告においても、大学の「基本的な組織として位置付けられ、大学の運営にも参画するなど諸般の要因を考えれば、当然、学部及び研究科に準ずる程度の教官規模が求められる」<sup>(25)</sup>として正当化されている。

他方、新聞報道等においては「研究活動が国際水準に達しない大学の研究所を廃止する」<sup>(26)</sup>などとされ、③のCOE性に焦点を当てた記事も出現した。

#### 2. 委員会による見直しと省令規定の断念

これらの議論は2001年の年末にかけて行われ、2002年の年明け以後は、見直しを行う施設の選定とヒアリング作業が進められた。会議は「個別利害に直結する事項にかかる案件」<sup>(27)</sup>として、非公開となった。この間、9研究所と3研究施設<sup>(28)</sup>にヒアリングが行われ、そのうち特に東京大学社会情報研究所と大阪大学社会経済研究所については、「組織としての研究所の活動状況が十分に見えず、組織の見直しが長期間にわたって行われていない」<sup>(29)</sup>として、①目標の重要性の観点から見直しが勧告された。また、京都大学木質科学研究所については、④組織性の観点から、検討中の再編・統合構想を進めるよう勧告された。<sup>(30)</sup>

委員会の最終報告においては、③COE性をもとに見直し勧告に至ったものはなかったが、COE性に焦点を当てた報道などの影響もあり、研究者コミュニティによる反対運動<sup>(31)</sup>や、研究所の評価の進め方に対する懐疑的な報道<sup>(32)</sup>などが生み出され

た。

このような中、国会に提出される「国立大学法人法」においては大学の基本組織を省令で定めることが断念された。このため、国立大学附置研究所等特別委員会での研究所再定義に向けた議論は実現に至ることはなかった。

この代替措置として学部、研究科、附置研究所は中期目標の別表に位置付けられることとなった<sup>(33)</sup>。このため、附置研究所等の設置改廃を行う場合には、学術分科会研究環境基盤部会において妥当性を審議の上、文部科学大臣による中期目標の変更手続きを行うこととされ、文部科学省が研究所の設置、廃止等に関与する余地は残されていた。

#### IV 法人化後の附置研究所

##### 1. 附置研究所を取り巻く環境の変化

2004年4月の法人化に際して、大規模研究施設として昇格が議論されていた京都大学東南アジア研究センター、東京大学先端科学技術研究センターが附置研究所に転換した。同様に昇格候補とされていた熊本大学発生医学研究センターは2007年に附置研究所となった。

また、同じく答申で見直しが議論されていた、富山医科薬科大学和漢薬研究所については、2005年10月には富山大学、高岡短期大学との統合に伴って富山大学和漢医薬学総合研究所へと改組された。同年には京都大学生存圏研究所が全国共同利用化された。

このように、減少傾向にあった研究所の新設が再開された一方で、既存の研究所の中には、正規の研究者の数を増やす仕組みがないこと、減少分を任期付き特任教員で補うことにより、長期間の継続が必要な基礎研究などに支障が出ることなどを指摘する声も見られた<sup>(34)</sup>。

##### 2. 共同利用・共同研究制度の開始

従来、附置研究所、研究施設（省令施設）に対する予算配分は、国立学校特別会計において個別に行われていたが、法人化以後は、大学全体の運営方針に基づく資源配分の中で資源の分配が行われることとなった。国全体の学術研究の発展の促進という観点と大学の資源配分方針が一致すると

は限らず、この点で新たな予算配分制度が必要とされるようになった<sup>(35)</sup>。

このため、2008年7月より、全国共同利用研究所、全国共同利用施設の制度にかわって、学校教育法施行規則に共同利用・共同研究拠点の規定が設けられた。法令上の裏付けのある共同利用・共同研究拠点の制度により、拠点に認定された附置研究所の位置付けが明確化され、国の集中的な投資対象となった。2010年度開始の第二期中期目標以降は共同利用・共同研究拠点のみが中期目標に位置付けられることとなり、拠点に認定されていない附置研究所への国の関与は廃止された。

共同利用・共同研究拠点の指定は時限付きであり、おおむね中期目標期間に対応して時限が設けられている。これまでの制度と異なり、公立、私立大学の研究機関も応募が可能で、さらに分野の特性に応じて複数の研究所が共同で指定を受けるネットワーク型拠点の構築や、同一研究分野での複数の拠点の指定などが可能となった。法人化時に見直し対象に挙がっていた附置研究所の中にも指定を受けたものが存在する。2012年3月の時点で、国立大学では27大学74研究拠点86研究機関が共同利用・共同研究拠点の指定を受けている<sup>(36)</sup>。

#### V おわりに

附置研究所は、その時々的情勢を反映して拡大と制度の変容を経験してきた。

戦後から1960年代後半までは、学術会議の勧告等が研究所の設置に結びつくなど、研究者コミュニティの発言力が相対的に強い中で研究所の新設がすすめられた。

1970年代になると、総定員法の制定により研究所の新設が行われなくなり、限られた資源の配分や学術審議会の発足を通して影響力を強めた文部省のもとで、1980年代にかけ附置研究所の廃止がすすめられた。

1990年代以降は、全国共同利用研究所や大学共同利用機関が増加し一般附置研究所は減少した。全学的な位置付けを持つ研究施設が増加し、一部に附置研究所をしのぐ規模のものも出現した。

2000年代前半には法人化後の省令規定をめぐって、比較的小規模な研究所を中心に存立基盤を

揺るがされる事態が生じた。共同利用・共同研究拠点制度開始以後は、国の関与が当該拠点のみに改められ、選択と集中がすすめられている。

現在進められている国の関与の縮小が今後の研究特化型組織にいかなる影響をもたらすかは、今後の研究課題となるであろう。また、今後生じるであろう研究特化型組織の再編にあたって、過去に行われた研究所の廃止が実現した要因と、それにあたって生じた政治的プロセスについても解明しておくことが必要な課題であると考えている。

## 【註】

- (1) 文部省「文部省所管研究所および大学附置研究所」『わが国の教育の現状』(昭和 28 年度)、1954 年。
- (2) 文部科学省「科学技術の戦略的重点化」『文部科学白書』(平成 19 年度)、2008 年。
- (3) 平野博文「社会の期待に応える教育改革の推進」(国家戦略会議平成 24 年第 5 回会議資料) <http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/20120604/shiry01.pdf>、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日。
- (4) 高橋智子、井原聰「東北帝国大学と附置研究所(1)」『東北大学大学院国際文化研究科論集』第 11 号、2004 年、pp. 29-47。
- (5) 阿曾沼明裕「国立大学における研究費補助のパターン化」『高等教育研究』第 2 集、玉川大学出版部、1999 年、pp. 135-155。
- (6) 鎌谷親善「日本における産学連携—その創始期に見る特徴—」『国立教育政策研究所紀要』第 135 集、pp. 57-102、2006 年。
- (7) 本稿で用いる研究特化型組織という用語は、附置研究所、研究を主たる目的とする研究施設を念頭に使用しているものである。また、大学の内部組織について言及していない文脈では、大学共同利用機関も含む。
- (8) このほか、省庁の所轄研究所(教員研修所、現国立教育政策研究所等)などがあつた。これらの研究所は、設置根拠、職階、予算等が異なっている。たとえば、省庁所轄研究所の経費は一般会計であり、大学共同利用機関や

附置研究所に関わる経費は特別会計から支出されている。

- (9) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1981 年。
- (10) 文部省『わが国の教育の現状—教育の機会均等を主として—』1953 年。
- (11) 同上。
- (12) 大学法案制定のため 1949 年に学術審議会に行われた諮問に対する答申(「大学所属の研究施設の機構及び運営について」)においては、「各大学所属の研究施設は事情の許す限り相互に利用せしめる」とされ、附置研究所に「他の大学の教授若しくは民間の研究者を所員として加えることができる」といった表現がある。
- (13) しかし、1960 年代後半から多数の研究所設置を勧告するようになったこと、1967 年に文部省のもとに学術審議会が発足し、学術会議から研究費配分等の権限が失われたことなどから、1969 年発足の第 8 期学術会議以降、勧告等の実現率は大幅に低下している。(中井浩二「学術会議の果たした役割とその退潮」総研大研究会『共同利用機関の歴史とアーカイブス 2004』p. 4、<http://viva-ars.com/bunko/nakai/nakai-5.pdf>、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日)
- (14) 物性研究所の開所翌年の 1958 年に航空研究所に改組され、その後大学共同利用機関宇宙科学研究所の前身組織となった。
- (15) 三宅静雄「物性研の有史以前」(『物性研 50 年の歴史』2007 年、pp. 8-11)によれば、転用元の組織は「材木」と呼ばれ、「材木」のある東大の場合「純増 10 部門(したがって計 15 部門くらい)を文部省としてかなりの責任を持って押すことができる」が、「材木」のない大阪大学の場合、「うまくいっても 10~12 部門で、それ以上は自信がない」とする当時の大学学術局長の発言要旨が残されている。そののち、文科省から「純増は 12 部門くらいと考えてよい」という連絡がもたらされたことが契機となり、概算要求において東京大学への附置を希望するよう方針転換された。その年度の概算要求においては、減

- 額を見越して 20 部門での設置が要求され、そのまま 20 部門での研究所設置が実現した。
- (16) 鈴木平「附置研究所の動向」『学術月報』第 2 6 巻 7 号、1973 年、p. 1。
- (17) 同上。
- (18) 廃止された研究所は、東京教育大学光学研究所（1978 年廃止）、九州大学産業労働研究所（1979 年廃止）、熊本大学体質医学研究所（1984 年廃止）、岡山大学温泉研究所（1985 年廃止）、千葉大学生物活性研究所（1987 年廃止）、東北大学農学研究所（1988 年廃止）、北海道大学触媒研究所（1989 年廃止）、広島大学理論物理学研究所（1990 年合併）である。
- (19) 当初の名称は「国立大学共同利用機関」であったが、1989 年の国立学校設置法の一部改正により「大学共同利用機関」に改められた。
- (20) 全国共同利用研究所については、①共同利用のシステムが機能しているか、②組織の見直しがなされているか、③共同研究の実績が上がっているかという 3 つの観点で定められた。
- (21) 科学技術・学術審議会学術分科会「新たな国立大学法人制度における附置研究所及び研究施設の在り方について（中間報告）」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/030101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/030101.htm)、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日。
- (22) 国立大学附置研究所等特別委員会（第 6 回）議事録（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030102.htm)、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日）には、「それから、「少なくとも 30 人程度がその目安となろう」というのが出ているのだが、これについてはどうか。」という発言や、「人数の大きさということが、研究所の機能とどれだけ関係があるかということを考えると、30 人という数値が出ているのは少し奇異な感じがする。この人数の根拠はあるのか。」という発言が見られる。
- (23) 「これは、研究センターの中で最大のものが 45 人というのがあり、その下を見ていくと、31 人というのが次であり、その次が 27 人、26 人というようになっている。それに比べて、全国共同利用でない附置研究所について小さいほうから見ていくと 14 人、18 人、19 人、22 人、24 人、28 人、29 人となっている。附置研究所の規模と研究施設の規模とが交錯しているあたりがその辺にあることから 30 人という数字となった。」（国立大学附置研究所等特別委員会（第 6 回）議事録、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030102.htm)、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日）
- (24) 同上。
- (25) 科学技術・学術審議会学術分科会「新たな国立大学法人制度における附置研究所及び研究施設の在り方について（報告）」、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/03042402/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/03042402/004.htm)、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日。
- (26) 「レベル低い国立大研究所は廃止！ 文科省、3 月に選別」（『読売新聞』（東京夕刊）1 面、2003 年 1 月 8 日）。このほか、COE 性の観点からの報道は、「大学研究所、実力で選別 東大社会情報研は廃止 文科省学術審が報告」（『読売新聞』（東京朝刊）2 面、2003 年 4 月 25 日）などがある。
- (27) 国立大学附置研究所等特別委員会（第 7 回）議事録、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030201.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/006/gijiroku/030201.htm)、最終アクセス日：2012 年 8 月 18 日。
- (28) 見直し対象の研究所は、東京大学社会情報研究所、東京大学史料編さん所、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、東京工業大学原子炉工学研究所、富山医科薬科大学和漢薬研究所、京都大学エネルギー理工学研究所、京都大学木質科学研究所、京都大学経済研究所、大阪大学社会経済研究所の 9 つであり、研究施設は京都大学東南アジア研究センター、東京大学先端科学技術研究センター、熊本大学発生医学研究センターであった。
- (29) 前掲「新たな国立大学法人制度における附置研究所及び研究施設の在り方について（報告）」
- (30) なお、これらの研究所は教官定員 14 人～22 人で比較的規模の小さなものであった。

- <sup>(31)</sup> たとえば、日本経済学会では、会長らの連名で見直し対象研究所の存続を求める声明を公表した。
- <sup>(32)</sup> たとえば「国立大学研究所の統廃合―「数合わせ」学会にも反発」(『日本経済新聞』朝刊、29面、2003年1月25日)、や「第三者評価問われる基準・方法」(『読売新聞』大阪朝刊、34面、2003年7月1日)などがある。
- <sup>(33)</sup> 参議院においては、高等教育局長が政府参考人として以下のように発言している。「法案の立案に当たりまして、(中略)学部や研究科の名称につきまして文部科学省令で規定するという事も検討したわけですが、(中略)大学の裁量を尊重するというその法人化の趣旨を踏まえまして、学部、研究科等の名称につきましては、文部科学省が法令で規定するという事ではなくて、中期目標記載事項に共通する基本的な事項として大学の意見を踏まえた形の中期目標に記載するという事を予定しているということにしたわけでございます。」(第156回国会参議院文教科学委員会会議録第20号)
- <sup>(34)</sup> 鈴木洋一郎「法人化後の大学附置研究所」『ICRR ニュース』第59号、2006年 pp.1-3。
- <sup>(35)</sup> 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ―国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進―(報告)」、2008年、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/05/08060201/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/08060201/001.htm)、最終アクセス日：2012年8月18日。
- <sup>(36)</sup> 文部科学省「共同利用・共同研究拠点の一覧」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/026/siryu/\\_\\_icsFiles/afiefieldfile/2012/03/14/1318340\\_05.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/026/siryu/__icsFiles/afiefieldfile/2012/03/14/1318340_05.pdf)、最終アクセス日：2012年8月18日)によれば、国立大学附置研究所のうち50施設、研究施設のうち36施設が拠点認定を受け、拠点認定数はかつての全国共同利用研究所・研究施設数を上回っている。